

○佐賀県警察技能指導官に関する訓令の制定と運用上の留意事項について

平成7年3月23日

佐警本例規（教）第2号

改正 平成21年3月佐本務発第259号、23年3月佐本企発第102号、27年12月佐本務発第
1101号

みだしの訓令を別添のとおり制定し、平成7年4月1日から施行することとしたが、運用上の留意事項は下記のとおりであるから誤りのないようにされたい。

記

1 制定の主旨

近年、人口集中をはじめとする都市化の進展や車社会への移行がますます顕著となり、各種事件事故の量的増大や質的变化を招くなど、警察事象は著しく複雑、困難化している現状にある。

加えて、本県警察においては年齢構成のアンバランスから、近い将来、警察実務に関して卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有するベテラン職員が大量に退職する時期を迎えることから、治安維持力の低下を招くことが懸念される場所である。

このような情勢に対応するため、技能指導官という職を新設し、ベテラン職員の卓越した専門的技能等を確実に継承させ、警察力の一層の高度化、専門化を推進するため、本制度を制定するものである。

2 運用上の留意事項

(1) 技能指導官の設置関係（第2条）

技能指導官制度は、専門的技能等を有する者をその専門分野で効果的に活用することにより、警察力の一層の高度化、専門化を図ろうとする本制度の趣旨を生かすことができる警察本部の所属に設置するものとした。

(2) 技能指導官の職務（第3条）

技能指導官の職務は、専門的技能等に関して佐賀県警察職員に対する指導であり、第1号は「技能指導官が所属する職場において、通常の職務を通じて行う職場教養」をいい、第2号は「技能指導官が他の職場に出向いて行う職場教養」をいい、第3号は「専門的技能等に関して指導を受けようとする者を集めて行う集合教養」をいうこととした。

(3) 技能指導官に充てる職員（第4条）

技能指導官は、訓令第4条各号で規定する要件を具備する必要があるが、本制度の目的から技能指導官としての職務を遂行する能力、経験を有する者は、技能指導官の年齢、経験年数等の要件を合理的な範囲で弾力的な運用を認めようとする意図であり、第1号で「原則として・・・」、第2号で「概ね・・・」と表現した。

(4) 技能指導官の申請（第5条）

技能指導官の設置を必要とする業務を担当する所属長（以下「業務担当課長」という。）は、技能指導官としてふさわしい者として推薦する場合は、所属する部の庶務を担当する課長（以下「庶務担当課長」という。）に当該部門からの技能指導官の推薦状況を掌握させ、必要な調整をさせるため、技能指導官候補申請書（様式第1号）により通報することとした。

(5) 技能指導官名簿の作成等（第7条）

警務課長は、技能指導官が任命されたときは、当該任命に係るものを技能指導官名簿（様式第3号）に登載し、業務担当課長に通知するとともに、全職員に対して周知を図ること。ただし、業務の特殊性からその周知を図ることが適当でない者については、周知は省略できることとした。

(6) 技能指導官の派遣等（第8条）

ア 業務担当課長は、技能指導官を派遣させる場合や技能指導官を当該専門分野に係る指導に従事させるときは、最も効果の上がる時期及び方法で行わせるよう配慮すること。

イ 業務担当課長は、その活動状況を掌握し、本制度の改善を図るため、必要の都度、技能指導官の活動結果を技能指導官活動状況報告書（様式第5号）により警務課長を経て報告させることとした。